

子どもたちが健やかに育つように

児童福祉事業

問合せ 子育て支援課 ☎24-1120、☎24-1121

児童手当

中学校修了前までの児童を養育している方に支給されます。

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・3歳未満 1万5000円
 - ・3歳以上小学生以下 1万円
 - 第1・2子 1万円
 - 第3子以降 1万5000円
 - ・中学生 1万円
 - ・所得制限対象者 児童1人あたり 5000円
- ※支払い時期については、左表のとおりです。

該当月	支払日
2月～5月分	6月8日(金)
6月～9月分	10月10日(水)
10月～平成31年1月分	平成31年2月8日(金)

児童手当などを受給するには手続きが必要です。支給要件に該当したときは、速やかに手続きをしてください。

児童扶養手当 所得制限あり

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童(一定の障がいがあるときは、20歳未満)を監護している父または母、あるいは養育者に支給されます。

なお、受給から5年を経過された方で、未就労などの場合に支給額が2分の1に減額されることがあります。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童

手当月額

- ・子どもが1人の場合
 - 全部支給 4万2500円
 - 一部支給 4万2490円～1万30円
- ・子ども2人目の加算額
 - 全部支給 1万40円
 - 一部支給 1万30円～5020円
- ・子ども3人目以降の加算額(1人につき)
 - 全部支給 6020円
 - 一部支給 6010円～3010円

遺児手当 所得制限あり

次の要件に該当する18歳以下(18歳到達の年度の末日)の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給されます。

支給要件

- ・父母が婚姻を解消した児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母が重度の障がいのある児童
- ・父または母から1年以上遺棄されている児童
- ・父または母がDV防止法における保護命令を裁判所から受けた児童
- ・父または母が1年以上拘禁されている児童

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・婚姻しないで生まれた児童
 - 父または母が引き続き1年以上行方不明である児童 不明である児童
- ・県遺児手当 4350円
- ・(支給期間は5年間。ただし、4年目から2年間は半額)
- ・市遺児手当 2000円
- ・(支給期間は5年間)

特別児童扶養手当 所得制限あり

身体または、精神に中度・重度の障がい(有する20歳未満の児童を監護している父または母、あるいは養育者に支給されます)。

手当額(児童1人あたり・月額)

- ・1級 5万1700円
- ・2級 3万4430円

母子家庭等自立支援事業

母子家庭等自立支援給付金制度

母子家庭の母親または父子家庭の父親の方が就職に役立つ技能や資格の取得のため各種講座を受講したり、各種学校などの養成機関で修業する場合に母子家庭等自立支援給付金を支給します。なお、事前相談が必要となります。

自立支援教育訓練給付金

指定の職業能力開発講座を受講後に支給します。

支給額 講座受講料の6割相当(上限は20万円)

高等職業訓練促進給付金等

就職に有利な資格取得(看護師、介護福祉士、保育士等)のために1年以上養成機関で修業する方に支給します。

高等職業訓練促進給付金

支給期間 修業期間の全期間(上限3年)
支給月額 10万円(市民税非課税世帯)、7万5000円(市民税課税世帯)

高等職業訓練修了支援給付金

修業期間修了後、一定要件を満たす

母子父子寡婦福祉資金

母子家庭、父子家庭、寡婦の方の生活の安定と児童の福祉増進のため、暮らしに必要な資金の貸付を行っています。

対象

- ・20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方、その方に扶養されている子または父母のいない20歳未満の児童
- ・かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のない方、その方に扶養されている子または父母のいない20歳未満の児童

内容

- ・事業開始資金
- ・事業継続資金
- ・技能習得資金
- ・就職支度資金
- ・住宅資金
- ・転宅資金
- ・医療介護資金
- ・生活資金
- ・結婚資金
- ・修学資金
- ・就学支度資金
- ・修業資金

申請書提出期限	貸付金決定時期	貸付金支払日
6月22日(金)	8月下旬	9月3日(月)
9月7日(金)	11月下旬	12月3日(月)
10月26日(金)	平成31年1月上旬	平成31年1月17日(木)
11月30日(金)	平成31年2月上旬	平成31年2月18日(月)
12月21日(金)	平成31年3月上旬	平成31年3月18日(月)
平成31年2月1日(金)	平成31年4月下旬	平成31年5月上旬
平成31年4月19日(金)	平成31年6月下旬	平成31年7月上旬

場合に支給します。

支給額 5万円(市民税非課税世帯)、2万5000円(市民税課税世帯)

一時預かり事業と

子育て支援短期利用事業

児童の養育が一時的に困難となった場合に、保育所や施設で養育する事業を実施しています。

一時預かり事業

就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などの理由によって緊急・一時的に保育します。また保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を解消するために保育を必要とする生後43日以降で就学前の児童を一時的に保育します。

実施施設

共存園保育所、新開保育園、東愛宕保育園、神島田保育園、蛭間保育園

利用期間

1カ月に14日以内
保育時間 午前8時30分～午後4時30分(ただし、土曜日は、午前8時30分～午後0時30分)

蛭間保育園は平日午前8時～午後4時

手数料

1日2000円
※「つしま子育て応援券」使用可。

子育て支援短期利用事業

保護者が疾病などの理由で児童を一時的に養育できなくなった場合に、その児童を短期間施設などで保護します。

実施施設 あいさんテラス(津島市)、衆善会乳児院(名古屋市)、溢愛館(大山市)

利用期間 7日以内

手数料 1日6300円以内

休日保育事業

保護者が日曜・祝日に就労のため、日中、家庭で保育ができないときに保育所で保育します。

対象 市内在住で市内保育所等に入所している児童

実施施設 東愛宕保育園

保育時間 午前8時30分～午後4時30分(ただし12月29日～1月3日は除く)

利用料 無料

病児・病後児保育事業

児童が病気の時に、保護者がやむをえない理由で家庭で保育ができない場合にお子さんをお預かりします。

実施施設 神島田保育園病児・病後児保育室

利用日 月～金曜日(休園日を除く)

連続して5日間以内

利用時間 午前8時～午後5時

対象 市内在住の生後6カ月～小学6年生の児童

利用料 1日2000円

※ご利用には事前登録と診療情報提供書が必要になります。
※「つしま子育て応援券」使用可。

ファミリー・サポート・センター事業

子育ての手助けをしてほしい方(依頼会員)と、子育ての手伝いができる方(提供会員)が互いに助け合いながら活動する子育て支援の会員組織です。

対象

- ・依頼会員 市内在住・在勤・在学中で、0歳児(生後2カ月以降)～小学校6年生のお子さんを養育している方
- ・妊娠8カ月～産後2カ月(多胎児は生後12カ月)の方(家事支援)
- ・提供会員 市内在住で、20歳以上の健康で子育てに関心をお持ちの方(資格、経歴、性別は問いません)

援助内容

- ・保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブ、習い事などへお子さんの送迎
 - ・産前産後の家事、育児等の援助(依頼会員宅で行います)
 - ・保育所等の始業時間前、または終業時間後のお子さんの預かり
 - ・病気または、病気の回復期であり、保護者の勤務の都合により家庭で育児を行うことが困難なときの預かり
 - ・通院、看護、冠婚葬祭、地域活動、授業参観など子どもを連れて行くことができないときの預かり
- ※預かりは、原則、提供会員の自宅で行います。

報酬の基準

依頼会員は、援助活動終了時に報酬を援助会員に直接支払います。

子ども一人につき1時間あたりの報酬基準金額は左表のとおりです。

時間	曜日	月曜日～金曜日	土曜日・日曜日 祝日・年末年始 (12/29～1/3)
	げんきっこサポート (健康児)	午前7時～午後8時	700円
	午後8時～午前1時	1,200円	
たすかるサポート (病児・病後児)	午前9時～午後5時	1,200円	
産前産後の家事支援	午前9時～午後6時	700円	800円

※会員登録は無料。利用した場合のみ利用料が必要(「しま子育て応援券」使用可)

※登録方法や利用の仕方など、詳しくはお問い合わせください。

実施主体：れんこん村のわくわくネットワーク ☎55-77008



夏休みに子どもの居場所を提供します

夏休み子どもの居場所づくり事業として、保護者が労働等で家庭にいない、加えて学童保育を利用していない小学生に安心・安全な居場所を提供します。



利用日 7月23日(月)～8月31日(金)(土・日曜日は除く)

※学校は8月10日(金)～17日(金)のお盆期間と出校日は休業します。

場所・定員・預かり時間等 下表のとおり

実施場所	定員	預かり時間	受付開始時間
中央児童館	60人	午前8時～午後4時30分	午前8時
西小学校	30人	午前9時～午後4時30分	午前8時40分
蛭間小学校	30人	午前9時～午後4時30分	午前8時40分

(定員を超えた場合は第2希望、または抽選となる場合があります)

対象 食事、身の回りのことが自分でできる小学1～6年生

参加費 3,000円

持ち物 お弁当、お茶(水筒)

申込 5月7日(月)～18日(金)に子育て支援課にある利用申請書を記入し、提出してください。利用申請書は市ホームページからもダウンロードできます。※詳細は、市ホームページまたは直接下記へ。

問合せ 子育て支援課子育て支援G ☎24-1121